

徴兵制「停止」に向かうドイツの政治社会

軍事化の中の民主主義と人権

木 戸 衛 一*

目 次

はじめに

1. 『基本権レポート』の概要
2. 徴兵制に対する根本的批判
3. 徴兵制「停止」の内実
4. 国防からの乖離
5. 二重基準の積み重ね
6. 国内外での人権侵害
結びにかえて

はじめに

2010年ドイツでは、徴兵制が事実上廃止（名目的には「停止」）される見通しとなった。かつて東西対立の最前線に位置したこの国では、冷戦終結後軍のあり方をめぐって、さまざまな議論があった。社会民主党（SPD）と緑の党による「赤緑連合」下の2000年5月23日には、いわゆる「ヴァイツゼッカー委員会」が報告書「共通の安全保障と連邦軍の将来」を提出、ドラスティックな改革を予定していた。だが、この提言は、政治的な、また軍内部の抵抗が大きく、実施には至らなかった。これに対し今回は、保守のキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）主体の政権から打ち出された政策だけに、改革への障害はほとんど見られない。

* きど・えいいち 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

それでは何が、徴兵制撤廃をもたらしたのだろうか？そして、今般の根本的な軍改革は、この国の国家社会にどのような影響を与えるのだろうか？

民主主義の促進や人権の実現は、ドイツ外交の根本原則とされる。そこで想起されるのは、いささか旧聞に属するが、2004年9月21日、第54回国連総会におけるコフィー・アナン事務総長（肩書はいずれも当時）の冒頭演説である。彼は、世界で法の支配が軽視されていることを憂慮、「自国で法の支配を宣言するすべての国は、国外でもそれを尊重しなければならない。国外でそれを主張するすべての国は、自国でもそれを実践しなければならない」と、各国指導者に国内・国際問題に対処する際の法の基本的原則の尊重を訴えたのである¹⁾。内政・外交を貫く政治的正統性の根拠を再認識するという意味で、このくだりの「法の支配」は、「民主主義と人権」に十分置き換えられるであろう。

そこで本稿では、ドイツにおける「民主主義と人権」をめぐる状況について、1997年以降毎年、この国の人権団体が共同で発行している『基本権レポート』を素材に考察することにする。結論を先取りして述べれば、御多分に洩れずドイツにおいても、グローバル化に伴い、国家の福祉機能が低下し、安全保障機能が強化（別の表現を用いるなら軍事化）されるなか、民主主義の空洞化、人権の侵害という問題が明らかに存在する。「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」（基本法第1条1項）、「ドイツ国民は、それゆえに、侵すことのできない、かつ譲り渡すことのできない人権を、世界のあらゆる人間社会、平和および正義の基礎として認める」（同条2項）を国家規

1) <http://www.un.org/apps/sg/sgstats.asp?nid=1088> ちなみに、「法の支配」とは、同年8月23日に公表された事務総長報告書「紛争社会・紛争後社会における法の支配と移行期の司法」で、「全ての人・制度、国家を含む私的・公的組織が、公に広められ、平等に執行され、独立した裁きを受け、しかも国際人権規範・基準に合致した法に対して責任を負っている、という統治原則」と定義されている。cf. http://www.unrol.org/article.aspx?article_id=3

範として真っ先に掲げるこの国では、その憲法原理の根幹を掘り崩しかねない動きがある一方、憲法原理に徹底的にこだわり、国家社会を暴力の契機から解放しようとする取り組みも熱心に展開されているのである。

1. 『基本権レポート』の概要

『基本権レポート』は、「人道主義連盟」(Humanistische Union: 1961年設立, 本部ベルリン)²⁾、「グスタフ・ハイネマン・イニシアティブ」(Gustav Heinemann-Initiative: 1977年設立, ベルリン)³⁾、「基本権・民主主義委員会」(Komitee für Grundrechte und Demokratie: 1980年設立, ケルン)⁴⁾、「批判的法律グループ連邦作業サークル」(Bundesarbeitskreis kritischer Juragruppen: 1989年設立, ミュンスター)⁵⁾の4つの人権団体が1997年に立ち上げた共同プロジェクトである。

これらに加え現在では、「共和主義弁護士連盟」(Republikanischer Anwältinnen- und Anwälteverein: 1979年設立, ベルリン)⁶⁾、「民主法律家連盟」(Vereinigung Demokratischer Juristinnen und Juristen: 1972年設立, クレーフェルト)⁷⁾、「庇護賛成」(PRO ASYL: 1986年設立, フランクフルト・アム・マイン)⁸⁾、「国際人権連盟」(Internationale Liga für Menschenrechte: 起源は1914年, ベルリン)⁹⁾、「新裁判官連合」(Neue Richtervereinigung: 1987年設立, ベルリン)¹⁰⁾が、このプロジェクトに参画している。なお、「人道主義連盟」は、「グスタフ・ハイネマン・イニ

2) <http://www.humanistische-union.de/>

3) <http://www.gustav-heinemann-initiative.de/>

4) <http://www.grundrechtekomitee.de/>

5) <http://www.bakj.de/>

6) <http://www.rav.de/>

7) <http://www.vdj.de/>

8) <http://www.proasyl.de/>

9) <http://www.ilmr.de/>

10) <http://www.nrv-net.de/main.php>

シアティヴ」と2009年6月13日以降組織的に合体しているが、翌年12月の会員投票の結果、「グスタフ・ハイネマン・イニシアティヴと合同した人道主義連盟」(Humanistische Union, vereinigt mit der Gustav Heinemann-Initiative)を名乗っている。

『基本権レポート』創刊号の巻頭には、「人道主義連盟」会長の弁護士、ティル・ミュラー＝ハイデルベルクによる「誰が憲法を守るのか？」という論考が掲載されている¹¹⁾。この中で著者は、毎年連邦・各州の内務大臣が提出する「憲法擁護報告書」のあり方を根本的に批判している。それは、憲法敵対志向の市民が、ドイツの自由で民主的な基本秩序を脅かしているのです、連邦・州の当該官庁が、脅かされている憲法を守らなければならないという観念、一言で言えば、市民が安全のリスクで、国家が保護者だという発想である。

著者によれば、実態はその反対で、「憲法擁護報告書」で取り上げられている個人・団体が、憲法を深刻に脅かしているのではない。また、仮に彼らが潜在的な危険だとしても、憲法を守るのは、主権者である国民なのである。実際、前年8月、「憲法擁護報告書」を公表した際、「われわれの憲法の敵が、真の目的を隠し、基本法への見せかけの信奉を表明したり、憲法規範・政治的法的概念の価値転換を通じて、民主的諸原則の擁護者を装って登場したりするのも稀ではない」と大見得を切ったマンフレート・カンター連邦内相(CDU)が、ヘッセン党支部への闇献金1000万ユーロ以上を密かにスイスやリヒテンシュタインの口座に移していたことが発覚して、2000年1月に議員を辞職、2005年4月、ヴィースパーデン地裁で背任の有罪判決を受けた事実は、「法と秩序 大臣」と呼ばれた人物の実態を天下に知らしめるものであった。

それはともかく、ミュラー＝ハイデルベルクの議論に戻ると、市民権・基本権の侵害は、むしろ国家機関によって恒常的に引き起こされていて、

11) Till Müller-Heidelberg. Wer schützt die Verfassung?, in: Grundrechte-Report 1997, Reinbek bei Hamburg 1997, S. 11-13.

議会・政府は、その時々の方力関係や思惑で、基本権を一時的に有用だと考えたり、市民的自由に介入したりする。これに対し、憲法や市民権・基本権の保護は、民主的活動に取り組む市民自身の課題である。国家権力が、国民一人一人を安全のリスクと見、安全の必要性を「憲法擁護報告書」の出発点としているとすれば、『基本権レポート』は、自由に発展し、自立した、憲法に忠実な市民によって担われ、人間の尊厳、基本権、法治国家を出発点としているのである。

このように『基本権レポート』は、いわば「もう一つの憲法擁護報告書」として、ドイツにおける基本権政策の現実を、基本法の規範に照らして論評している。各巻は基本法の条項順に構成され、それぞれの条文に即してドイツの人権状況が記述されている¹²⁾。そこで論じられるテーマは、ことからの性質上、警察・公安当局による権利侵害や監視、個人情報の保護、言論の自由、庇護権や外国人・難民の権利、国家と教会の分離などが多い。近年では、貧富の格差拡大、貧困の深刻化に伴い、社会福祉に関連する論考も増えている。

しかし、戦争と平和の問題も、『基本権レポート』の重要テーマである。ドイツは、そもそも基本法前文で、「世界平和に貢献しようとする決意」を謳っている。そして、1990年10月3日の「統一」に先立つ9月12日、モスクワで東西ドイツと対独戦勝4カ国の外相が調印した「ドイツ問題の最終解決に関する条約」（いわゆる「2 + 4条約」）で、「ドイツの地から平和のみ発する」ことを国際社会に誓っているのである。

2. 徴兵制に対する根本的批判

『基本権レポート』では、毎年と言ってよいほど頻繁に、徴兵制の問題

12) 『基本権レポート』のホームページでは、各年度の目次が掲げられている。また、1997～98年、2002～03年の分は、所収論考をホームページからダウンロードできる。
<http://www.grundrechte-report.de/>

が取り上げられている。西ドイツでは発足当初から、基本法第4条3項で「何人もその良心に反して、武器をもってする軍務を強制されない」ことが定められた。「信仰・良心の自由ならびに信仰・世界観の告白の自由は、不可侵である」(同条1項)という自由の絶対不可侵性は、重大な国家利益にあっても抵触してはならない。それは、戦争の記憶が生々しかった基本法制定当時、良心的兵役拒否の権利に結実したのである。

西ドイツは、1955年5月5日に西欧同盟(WEU)、9日に北大西洋条約機構(NATO)に加盟し、再軍備を強行した。これに伴い、「兵役・役務義務」を定めた基本法第12a条が導入され、その2項で「良心上の理由から武器をもってする兵役を拒否する者には、代替役務を義務づけることができる」ことが認められた。

しかし現実には、代替役務をも拒否する全面拒否者が存在する。ニーダーザクセン州文化相や連邦憲法裁判所裁判官を歴任したエルンスト・G・マーレンホルツ(SPD)は、兵役と民間代替役務が法律上密接に関連していると、全面拒否者を擁護する¹³⁾。「兵役義務法」(WPfLG)第3条1項は、「兵役義務は、軍務または民間役務によって満たされる」と定めている。そして、「連邦領域が武力で攻撃された、またはこのような攻撃が直接切迫している」ことを意味する「防衛事態」(基本法第115a条)に際し、「民間役務法」(ZDG)第79条は、無期限の民間役務を可能にしている。さらに、1989年1月10日、連邦内務省による「全体防衛のための枠組指針」(RRGV)では、軍務と民間役務が、それぞれ全体防衛に不可欠の部分として補完し合うことを明記しているのである。

また、基本法は、「男子に対しては、満18歳から軍隊、連邦国境警備隊または民間防衛団における役務を義務として課することができる」(第12a条1項、傍点引用者)と規定しているにすぎず、本来「職業の自由、強制労働の禁止」(基本法第12条)こそが通常であるべきだという観点からの

13) Ernst G. Mahrenholz, Das Recht zur Totalverweigerung, in: Grundrechte-Report 1997, a. a. O., S. 63-68.

徴兵制批判もある¹⁴⁾。たしかに基本法第87 a 条 1 項は、「連邦は、防衛のために軍隊を設置する」ことを定めているが、1978年4月13日の連邦憲法裁判所判決は、それが直ちに徴兵制を要請しているわけではなく、国土の防衛が、志願兵の軍隊に基づく可能性を認めているのである。

もっともこの判決は、徴兵制自体を否定したわけではない。一般兵役義務は、「法の前平等」（基本法第3条1項）に合致する「防衛の公平」なのだという。しかし実態は、「防衛の不公平」の連続である。『基本権レポート』発刊当初、同年代の男子40万人のうち、兵役に就く者、代替役務に就く者、どちらにも就かない者が、それぞれ3分の1ずついた。兵役にも代替役務にも就かないとは、兵役適応検査で「不適格」と判定されたり、神学生・子持ち・三男、あるいは職場で絶対必要とされ兵役を免除されたりした者を指す。

ところが、徴兵期間の短縮化に伴い（付表参照）、実際に兵役あるいは代替役務に就く者の割合が下がった。直近の数値では、1985年生まれの男子のうち、6万7227人が軍務に就き、それを著しく上回る8万2000人余が民間代替役務に従事した。他方、14万人は兵役適応検査で「不適格」と判定され、6万人は検査すら免除された¹⁵⁾。つまり、強制役務を免れた割合は、6割近くに達したのである。

軍務・代替役務に召集される者より、召集されない者の数のはるかに多い不合理な状況の中、ボンで政治学を学び、自由民主党（FDP）の青年組織で活動するクリスティアン・ポールマン（21歳）が、本人の意思に反して軍隊に入れられることに異を唱え、国を相手に訴えを起こした。2004年4月21日、ケルン行政裁判所は、「防衛の公平」の原則に反して、徴兵が事実上恣意的に行われていることを認め、原告勝訴を言い渡した¹⁶⁾。既

14) Ulrich Finckh, Ist die Wehrpflicht noch zu rechtfertigen?, in: ebenda, S. 130-133.

15) Ralf Siemens, Wehrpflicht-Willkür bleibt unangetastet. Bundesverfassungsgericht verweigert die Überprüfung, in: Grundrechte-Report 2010, Frankfurt am Main 2010, S. 137-140.

16) Ulrich Finckh, Wenn ein Gericht dem Grundgesetz folgen will..., in: Grundrechte-

付表 兵役および民間代替役務の期間(単位:月)

	1957.4.1	1961.4.1	1962.4.1	1962.7.1	1973.1.1	1984.1.1
兵役	12	12	15	18	15	15
代替役務		12	15	18	16	20
	1990.10.1	1996.1.1	2000.7.1	2002.1.1	2004.10.1	2010.7.1
兵役	12	10	10	9	9	6
代替役務	15	13	11	10	9	6

[http://de.wikipedia.org/wiki/Zivildienst_\(Deutschland\)](http://de.wikipedia.org/wiki/Zivildienst_(Deutschland)) および http://www.zivildienst.de/lang_de/Navigation/DasBAZ/Chronik/Chronik_node.html_nnn=true より作成

婚者・父親・23歳以上・「制限付き兵役有能者」にまで免除の範囲を拡大した、2003年7月1日施行の召集指針が法的根拠を欠いていることや、実際に召集される者が、対象年齢男子の半数に満たないことが、「防衛の公平」に照らして問題視されたのである。

この判決は、ドイツの徴兵制度の根幹を揺さぶるものであった。衝撃を受けた国防省は、原告・被告双方の了解を得て直接上告した。翌年1月19日、連邦行政裁判所は、連邦軍の徴兵規定は「防衛の公平」に抵触するものではないと、原告の訴えを退けた。

だが、それによって徴兵制度への疑念が払拭されたわけではない。「防衛の公平」の憲法的妥当性については、連邦憲法裁判所で審理されるが、同裁判所は、ことごとく現状維持的な判断を下した。2002年2月20日、同年3月27日の判決でも、2004年5月17日の判決でも、連邦憲法裁判所は、兵役義務の合憲性を追認した。2009年7月22日には、徴兵制度の合憲性への疑念から、ある兵役義務者の召集を中止させたケルン行政裁判所の判断(前年12月3日)を「単に十把一絡げで不十分なだけ」と棄却した¹⁷⁾。だが、連邦憲法裁判所は、ケルン行政裁判所が認めた数値や事実関係を吟味して覆したのではなく、恣意的な召集が基本法にどうかの審理を政

Report 2005, Frankfurt am Main 2005, S. 135-138.

17) Siemens, Wehrpflicht- Willkür bleibt unangetastet, in: Grundrechte-Report 2010, a. a. O.

治的動機から拒否したのである。

連邦憲法裁判所がこのような消極的態度を維持している間、各地で兵役拒否者や全面拒否者に不利な決定が下された。2007年と2008年には、全面拒否者が召集されて、暴力的に兵舎に入れられ、軍刑事裁判所（Truppendienstgericht）により禁固刑の制裁を受ける事件が、それぞれ3件発生した¹⁸⁾。2008年には通常の刑事裁判所で、脱走（ないし職務逃避）と命令拒否の廉で、全面拒否者が執行猶予付きの罰金刑か自由刑の判決を受けた事例が、3件あった。連邦軍の規律禁固については、2008年4月、国防相の通達により、当該人物の良心を点検する期間が、以前の半分の42日間となったが、そもそも上官が良心を審査すること自体が無意味と言える。

2009年には、マインツ行政裁判所が2月26日、有期の労働契約を無期限にしてもらうため、代替役務への召集の延期を求めた25歳の若者の訴えを却下した。ベルリン＝ティアガルテン簡易裁判所は7月22日、前年9月、民間代替役務の召集に応じなかった全面拒否者に対し、「職務逃避」で3カ月の自由刑、執行猶予2年の判決を下した。プフォルツハイム地方裁判所は8月3日、前年9月に職業上の理由で代替役務に就かなかった23歳の兵役拒否者に6カ月の自由刑を科した¹⁹⁾。

このように、たとえ「何人もその良心に反して、武器をもってする軍務を強制されない」という憲法規定があったとしても、国家共同体の利害と良心の自由との相克は、決して解消されないのである²⁰⁾。

18) Ulrich Finckh, Gewissensfreiheit gegen Wehrpflicht. Wieder Totalverweigerer einberufen, in: Grundrechte-Report 2009, Frankfurt am Main 2009, S. 99-102.

19) Siemens, Wehrpflicht- Willkür bleibt unangetastet, in: Grundrechte-Report 2010, a. a. O.

20) 兵役拒否者・全面拒否者を支援する NGO としては、「平和と軍縮のための勤め口」（ベルリン：<http://www.asfrab.de/>）や「徴兵制・強制役務・軍隊に反対するキャンペーン」（ベルリン：<http://www.kampagne.de/index.php>）などがある。

3. 徴兵制「停止」の内実

2009年7月20日、帝国議会議事堂前で行われた新兵約400人の宣誓式で、アンゲラ・メルケル首相(CDU)は、「自由はただでは、全市民の責任ある関与なしには得られない」として、「社会と軍の重要なすがい」である徴兵制の堅持を唱えた²¹⁾。ドイツの政治家で目下圧倒的人気を誇るカール・テオドア・ツー・グッテンベルク国防相(CSU)も、翌年5月8日付の党機関紙で、「一般兵役義務の適切さは実証済みだ。……そこから背を向けることには、何の理由もない」と、やはり徴兵制を擁護した²²⁾。

ところが、ギリシャの債務危機の深刻化とそれに続くユーロへの悲観論の高まりという事態に直面し、ユーロ圏の財政赤字国に範を垂れるという意味合いもあって、メルケル首相は2010年6月7日、向こう4年間で約800億ユーロに上る財政赤字削減計画を発表した。それは2011年に開始され、初年度には実質国内総生産(GDP)の0.5パーセント弱に当たる112億ユーロ、12年には191億ユーロ、13年は237億ユーロ、14年は276億ユーロの削減を目指す。これを受けて、軍事費も見直しを余儀なくされた。首相は早くもその4日後、徴兵制停止の可能性を示唆している²³⁾。

9月1日、フォルカー・ヴィーカー連邦軍総監は、連邦軍の将来に関する報告書(„Bericht des Generalinspektors der Bundeswehr zum Prüfauftrag aus der Kabinettsklausur vom 7. Juni 2010“)を連邦議会国防委員会に提出した²⁴⁾。そこでは、徴兵制による兵員数20万5000、兵員数15万、

21) http://www.focus.de/politik/deutschland/bekanntnis-zur-wehrpflicht-merkel-freiheit-nicht-zum-nulltarif_aid_418477.html

22) http://www.bayernkurier.de/index.php?option=com_content&task=view&id=27749&Itemid=105&archiv=1&ausgabe=&jahr=&archiv_kat=

23) FAZ, 11. Juni 2010, S. 3.

24) <http://www.bmvg.de/fileserving/PortalFiles/C1256EF40036B05B/W288WCHU749INFODE/Bericht%20des%20GenInsp%20%20Endfassung%20%20310810.pdf>

兵員数15万6000， 新たな志願制による兵員数16万3500， 徴兵制による兵員数21万という5つのモデルが提示され， の優位性が結論づけられている。志願制の軍隊の導入，徴兵制の廃止という提言は，明らかにグッテンベルク国防相の意向を反映している²⁵⁾。国防相は，たとえば週刊誌『シュピーゲル』6月14日号で，「改革なき緊縮は考えられない」として，徴兵制を見直し，将来的に「放棄」すべきだと発言していた。

10月26日には連邦軍構造委員会が，112ページの報告書「出勤から考える。集中・柔軟性・効率」(„Vom Einsatz her denken—Konzentration, Flexibilität, Effizienz“)を提出した²⁶⁾。この委員会は，CDU/CSU・FDP 連合政権協定に基づき，4月12日に設置されたもので，6人から成る。委員長のフランク＝ユルゲン・ヴァイゼ連邦雇用庁長官は，連邦軍で将校教育を受け，連邦軍専門大学で経営学を教えた経歴も持ち，現在予備役大佐である。他には，カール＝ハインツ・ラター元 NATO 欧州連合軍最高司令部 (SHAPE) 参謀長，ヘッダ・フォン・ヴェーデル元連邦会計検査院院長，元ハンブルク市長のハンス＝ウルリヒ・クローゼ連邦議会議員 (SPD) らが委員として名を連ねている。

連邦軍構造委員会の報告書は，徴兵制の停止を明確に掲げた。そして，すべての成年男女に，看護・福祉（病院・福祉団体・救援団体），教育（託児所・幼稚園・学校），環境保護，災害救助（消防団・連邦技術救援庁），開発援助，軍務など，自由意思で選択できる，23カ月までの奉仕活動の導入を求めた。連邦軍は最低15カ月の志願制軍隊に転換し，その規模も，現状の25万人から18万人に縮小する。民間人職員は10万人から5万人に半減，国防省本体も，ボンからベルリンへの完全移転により，ポストを半減する。また装備の面では，高価で不要なプログラムが多々あることが

25) SPD の軍事問題専門家，ライナー・アルノルトは，軍事予算の削減が安全保障政策上きちんと根拠づけられていないことを批判，5つのモデルはいずれも実行不可能だとしている。<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2010-09/bundeswehr-spd-reform>

26) <http://www.bmvg.de/fileserving/PortalFiles/C1256EF40036B05B/W28AL8JU967INFODE/Bericht%20der%20Strukturkommission%20der%20Bundeswehr.pdf>

ら、中央に新たな調達庁や購入センターを置き、産業界との協力を高め、効率性を促進するとしている。

報告書の題名が示すとおり、連邦軍の大幅な構造改革は、決して軍縮を志向したものではない。それは、「総合安全保障」(vernetzte Sicherheit)構想に導かれた「コンパクトで効率的で、同時に高性能の軍隊」(報告書3頁)に向け、その介入能力(要するに戦争遂行能力)を高めることを目的とする。連邦軍の非効率性の克服は、現在の倍の1万5000人を国外に派兵するための前提なのである²⁷⁾。連邦軍総監は、より作戦面の権限をもった参謀総長として、介入・介入準備・介入能力について、包括的かつ直接国防相に責任を負う。現在2つある事務次官のポストは1つ削減し、連邦軍総監のポストに置き換えられる。そして国防相の下には、従来の企画参謀部を統合した「政策/軍事政策」部(Abteilung „Policy/Militärpolitik“)を置くとしている。

このプロセスと並行してグッテンベルク国防相は10月18日、『ツァイト』紙主催の「国際安全保障政策」会議で、「国家安全保障戦略」(nationale Sicherheitsstrategie)の必要性を訴えた²⁸⁾。そこでは、破綻国家、国際テロ、大量破壊兵器の拡散、世界的な人口動態の変化、気候変動、資源安全保障、サイバー戦なども「脅威」に数えられた。また、国際的な勢力関係の変化を睨んで、将来中国・インドだけでなく、インドネシア・ブラジル・南アフリカ一帯とも対立化する可能性が語られた。そして国防相は、ドイツが安保・外交政策において、「自制の文化」から脱却し、「責任の文化」に近づく必要を強調した。

この「責任の文化」とは、とりもなおさず、より明確に軍事力に傾斜し

27) 2010年12月21日現在、アフガニスタン4575人、コソヴォ1330人、ソマリア沖295人、レバノン沖240人など、合計約6640人が国外に派兵されている。

28) http://www.bmvg.de/portal/a/bmvg/kcxml/04_Sj9SPykssy0xPLMnMz0vM0Y_QjzKLD4k3Ng50BsmB2CZu5vqReMGglFR9b31fj_zcVP0A_YLciHJHR0VFAO0DgDUI/delta/base64xml/L2dJQSEvUUt3QS80SVVFLzZfrF80TDM!%2F1256F1200608B1B%2FW28ADJ2X537INFODE%2Fcontent.jsp

た権力政治を意味するのではないか？ ドイツでは、国家の本質が、国家機関の掌握に成功したある集団（階級・階層・政党）による権力行使だとする権力国家の伝統が否定的残像を残しているため、「権力」(Macht)の概念は周到に避けられている。しかし、連邦政府が「ドイツの利益を自覚的に主張する」とか、「国際的により大きな責任を引き受ける用意がある」と述べる時、その核心に権力の問題があることは明らかである。

国防相はさらに11月9日、通商路や原料源を「疑いもなく、軍事的・グローバル戦略的観点から捉えなければならない」とし、ドイツではこの関係性を「オープンに気後れせず」語るべきだと公然と主張した²⁹⁾。これは、ほぼ半年前の5月22日、アフガニスタンからの帰路、「私たちくらいの大きさで、これほど貿易志向、貿易依存の国は、疑わしい場合、緊急の場合に、たとえば自由な通商路といったわれわれの利益を守るため、たとえば地域全体の不安定を阻むために、軍事的出動も不可避だ」と述べて、9日後辞任を余儀なくされたホルスト・ケーラー連邦大統領を、事後的に全面支持する発言である。そもそも経済的権益という派兵目的は、「ドイツの安全保障政策と連邦軍の将来に関する白書」(2006年10月25日公表)で明記された既定方針なのである³⁰⁾。

ともあれドイツの徴兵制は、10月29日 CSU、11月15日 CDU の党大会で、「停止」が承認された。連邦軍構造委員会の提言は、5～7年で実行されると目される。グッテンベルク国防相は、ヴァルター・オトレンバ事務次官に、2011年1月までにこれを（実行するかどうかではなく）いかに実行するか調査するよう指示した。

12月15日、連邦政府は、18歳以上の男性を徴兵する制度を2011年7月から「停止」することを正式に決定した。これに伴い、連邦軍の兵力は、現

29) <http://www.welt.de/aktuell/article10828657/Guttenberg-will-wirtschaftliche-Interessen-militaerisch-sichern.html>

30) 拙稿「『ドイツの地から平和のみが発する』か?」『季論21』第9号(2010年夏号)135頁参照。

在の25万人から18万5000人(うち職業軍人が17万人)に削減されることになった。そして、民間代替役務に代わる新しい連邦ボランティア役務(Bundesfreiwilligendienst)が導入され、3万5000人の男女を公益事業に獲得することが目指されている。この6～24カ月間の役務に年齢制限はなく、既存の「社会ボランティア年」(FSJ)や「エコロジー・ボランティア年」(FÖJ)が活用される見込みである。

4. 国防からの乖離

「統一」から間もない1991年1月17日に始まった湾岸戦争で、ドイツは多国籍軍に約180億マルク財政支援する「小切手外交」を展開した。だがそれが、米国などの不興を買ったため、第二次世界大戦後不戦を決意したはずのこの国も、具体的な軍事貢献を検討するようになった。

ボスニア内戦に関連して1992年7月、サラエボへの救援物資空輸に人道援助として空軍が、また新ユーゴスラヴィアへの国連経済制裁を監視するために海軍が派遣された。翌月 SPD は、後者について、連邦憲法裁判所に違憲提訴した。

SPD は、同年11月17日の臨時党大会で、PKO 参加を可能とする改憲を承認した。他方 CDU は、改憲なしでも NATO 域外への派兵を実現する道を探ったが、CDU/CSU・FDP の連立与党は、1993年1月13日、域外派兵への憲法改正案で合意した。ところが、国連によるボスニア＝ヘルツェゴヴィナ上空の飛行禁止措置に伴う NATO の空中警戒管制機 AWACS 活動に連邦軍が参加したため、FDP は強く反発した。

さらに1993年4月21日には、翌月初めソマリアに1640人派兵することが閣議決定された。SPD は重ねて違憲提訴、週刊誌『シュピーゲル』は4月26日号で、「ドイツ人が戦争に？」という特集を組んだ。「ソマリアは手始めにすぎない。ボン政府は、連邦軍兵士を平和のために世界大で戦わせようとしている。だが、すでにアフリカの出兵で、人道的活動と称される

ものが、戦争のように終わりかねない。外交は方向性を失い、戦争がドイツでもまたもや政治の中心になろうとしている」というリードは、実に示唆的である。

1994年7月12日、連邦憲法裁判所は、議会の同意を条件に、NATO 域外への連邦軍派兵に合憲の判決を下した。これを受けて、翌年9月1日、ドイツはボスニア内戦で NATO の空軍作戦に参加した。

こうした戦後の「反ミタリズム・コンセンサス」の顕著な空洞化に、『基本権レポート』は強い警鐘を鳴らしている。初年度の論集では、NATO 域外で活動するドイツの危機対応部隊（KRK）が、国連の委任にもかかわらず、国連憲章の諸規定に適合しておらず、「侵略戦争の準備の禁止」を定めた基本法第26条や、「連邦は、防衛のために軍隊を設置する」、「軍隊は、防衛を除いては、この基本法が明文で認めている場合に限り出動することができる」とした基本法第87 a 条にも抵触するとの批判が展開されている³¹⁾。

1997年3月にはアルバニアで、ネズミ講の破綻をきっかけとする暴動から、全国が無政府状態に陥る中、ドイツ政府は同14日、フォルカー・リュウエ国防相（CDU）とクラウス・キンケル外相（FDP）が、与野党の代表者に内々で通告したうえで、連邦軍の武装部隊を投入する「トンボ作戦」を実施、ドイツ人20人を含む外国人110人を避難させた。連邦議会は、18日に事後承認した。

だが、323人もの連邦軍兵士を動員したこの救出作戦は、前々から準備されていたはずで、「〔防衛事態の〕確認は、連邦政府の申立てに基づいて行われ、連邦議会議員の過半数かつ投票の3分の2の多数を必要とする」とする基本法第115 a 条の手続きを等閑視した疑いがある³²⁾。『基本権レポート』の著者は、過去20年間ドイツに限らず民主主義諸国で、武装軍隊

31) Finckh, Ist die Wehrpflicht noch zu rechtfertigen?, in: Grundrechte-Report 1997, a. a. O.

32) Jürgen Seifert, Der Albanien-Einsatz der Bundeswehr, in: Grundrechte-Report 1998, Reinbek bei Hamburg 1998, S. 251-255.

の投入に関し行政政府の力を貫こうとする勢力と、議会の決定権を民主国家の証と見なす勢力とがせめぎ合っている状況を指摘している。

連邦軍の役割が国防から乖離した決定的な事態は、言うまでもなく1999年3月24日からのユーゴスラヴィア空爆である。第二次世界大戦後初めてドイツが加わったこの戦闘行為は、国連のマンデートを欠いた、主権国家に対する戦争であった。当然ながら『基本権レポート』でも、基本法も国連憲章も等閑視した軍事政策、系統的に戦争支持ないし容認に世論を誘導した政府の情報政策が厳しく批判されている³³⁾。

「9・11」で米国との「無制限の連帯」を掲げた「赤緑政権」は、2001年11月16日、ゲアハルト・シュレーダー首相(SPD)の信任と絡めて、連邦軍のアフガニスタン派兵に対する連邦議会の承認を得た。これにより、本来国家間関係に関わる「自衛権」をテロリストとの問題に拡大し、過剰な規模で報復を行う「対テロ戦争」に、陸軍特殊部隊(KSK)100名が直接戦闘参加し、3800名に及ぶ兵員が兵站支援・海上監視に携わるようになった³⁴⁾。

1996年9月に正式に発足したKSKは、偵察・テロ撲滅・救出・避難・戦闘・軍事顧問などを任務とするが、発足当初より関係者から、連邦議会決議の拘束を嫌う発言が飛び出すといういわくつきのコマンド部隊である。平和運動からは「ドイツの世界的パワーポリティクスの道具」と見なされるKSKの作戦行動には、不透明な点が多い。それにもかかわらず連邦議会はさらに12月22日、国際治安支援部隊(ISAF)の一員としての派兵を圧倒的多数で可決、1200名に及ぶ武装兵士がアフガニスタンに赴い

33) Martin Singe, Militärpolitik jenseits von Grundgesetz und UN-Charta, in: Grundrechte-Report 1999, Reinbek bei Hamburg 1999, S. 154-158. Eckart Spoo, Irreführung der Öffentlichkeit. Die Informationspolitik im Krieg gegen Jugoslawien, in: Grundrechte-Report 2000, Reinbek bei Hamburg 2000, S. 83-88.

34) Katja Wiesbrock, «Kreuzzug» gegen den Terror. Deutsche Soldaten im Einsatz gegen die Al-Qaida und das Taliban-Regime, in: Grundrechte-Report 2002, Reinbek bei Hamburg 2002, S. 208-213.

た。

この間11月22日には、連邦裁判所が、1999年4月24日の NATO「新戦略概念」について民主的社会主義党（PDS、現左翼党）が政府を相手取って起こした訴訟を棄却している³⁵⁾。PDSは、NATO域外の積極的な軍事介入を標榜した「新戦略概念」で、北大西洋条約が根本的に変質したと捉え、基本法第59条2項（「連邦の政治的関係を規律し、または連邦の立法事項に関する条約は、連邦法の形式で、それぞれ連邦立法について権限を有する機関の同意または協力を必要とする」）に基づき、連邦議会の決議による確認を求めた。だが連邦憲法裁判所は、「新戦略概念」における批准予定条項の不在や、外交分野における「機能正義」の必要といった理由で、政府寄りの判断を下したのである³⁶⁾。

この事実を踏まえると、2008年5月7日、同裁判所が、イラク戦争の際連邦政府が連邦議会の同意を得ずに、NATOによるトルコ領空の監視に連邦軍を参加させたことに違憲判決を下したのを、手放して評価はできない。もちろん、連邦軍を「議会の軍隊」(Parlamentsheer)として常に議会の統制下に置くという原則は重要である。だがそれは、個別の軍事作戦の次元にとどまり、大枠の軍事戦略が、議会の同意なしに既成事実化される現実が放置されるのでは、統制機能の限界は明らかのように思われる³⁷⁾。

ところで KSK は、2005年5月、2度目のアフガニスタン派遣を命じられた。間もなく7月6日、少なくとも12人の KSK 隊員が死亡したとの情報がインターネット上に流れた³⁸⁾。ポツダムの司令部も国防省もこの情報

35) Norman Paech, Alle Krisen sind im Vertrag inbegriffen. Das Bundesverfassungsgericht unter der Nato-Flagge, in: ebenda, S. 214-218.

36) Eckart Spoo, Parlamentsarmee ohne Kontrolle. Vom KSK-Einsatz in Afghanistan bis zum „Parlamentsbeteiligungsgesetz“ in: Grundrechte-Report 2004, Frankfurt am Main 2004, S. 134-138.

37) Rosemarie Will, Ist die Bundeswehr ein »Parlamentsheer«, in: Grundrechte-Report 2009, a. a. O., S. 224-227.

38) <http://www.german-foreign-policy.com/de/news/art/2005/54477.php> (有料) <http://www.sondereinheiten.de/forum/viewtopic.php?f=1&t=10391&start=0> に再録。

を黙殺したが、おそらくそれは、KSKの任務に「暗殺」も含まれていたことが明るみに出たためと目される³⁹⁾。

2003年3月20日からのイラク戦争に際し、ドイツはフランス・ロシアなどと、米英の武力行に反対する姿勢を示した。しかし実際には、この戦争のための国内米軍基地の使用や米軍機の領空飛行を許可するなど、外交と軍事を使い分ける二重戦略をとった⁴⁰⁾。

2006年1月12日、『南ドイツ新聞』と報道テレビ番組「パノラマ」は、イラク戦争の最中、諜報機関である連邦情報局(BND)の職員が、米軍に対し空爆目標に関する情報を提供していたことを暴露した。つまりドイツは、米英の侵略戦争に、兵站面だけでなく作戦行動面で直接加担していたことになる。

翌々日、ボンの平和運動団体が、シュレーダー元首相らを、侵略戦争準備のかどで告発した。ドイツの刑法第80条1項は、「ドイツ連邦共和国が参戦することになる侵略戦争を準備し、それによりドイツ連邦共和国にとって戦争の危険を招来した者は、終身自由刑あるいは10年以上の自由刑に処す」と定められている。これに対し、連邦検察庁のエーファ・シューベル検事は1月26日、「侵略戦争の準備のみが罪になり、侵略戦争自体は罪にならないので、他が準備した侵略戦争への参戦も罪にならない」という、こじつけとしか言いようのない理由で告発を不受理とした⁴¹⁾。

国外派兵が常態化し、当初「治安維持・復興支援」と銘打っていたアフガン派兵も、タリバン掃討の戦闘参加に変質した。こうした流れの中で、2009年9月4日クンドゥズで、タリバンに略奪された2台のタンクロー

39) Jürgen Rose, Auftrag Menschenjagd. Kommandosoldaten der Bundeswehr im schmutzigen Krieg am Hindukusch, in: Grundrechte-Report 2006, Frankfurt am Main 2006, S. 145-149.

40) 拙稿「「ヒトラーの影なき戦争」への積極貢献?」拙編著『「対テロ戦争」と現代世界』御茶の水書房, 2006年, 参照。

41) Ulrich Finckh, Sind Angriffskriege nicht strafbar?, in: Grundrechte-Report 2007, Frankfurt am Main 2007, S. 174f.

リーに対し、連邦軍ゲオルク・クライン大佐が米軍機に空爆を要請、民間人を多数含む142人が死亡する事件が起きた。この事件について、軍は速やかに真相を明らかにせず、偽装・欺瞞・秘密保持という手法を国防相・首相府・連邦議会に対しても弄し、文民統制をないがしろにした⁴²⁾。

この空爆は、アフガニスタンでの秘密行動を既に終了したと連邦軍が議会に報告していたはずの KSK が誘導していた。民間人への配慮、空爆の限定的実施といった ISAF の新しい出動規定は尊重されず、警告のための低空飛行も行われなかった。現場にはタリバンしかいなかったとか、危険が切迫していたといったフランツ・ヨーゼフ・ユング国防相（CDU）の当初の説明は、次第に事実と反することが明らかになったが、後任のグッテンベルク国防相も初めのうちは、空爆が「軍事的に適切だった」と断言していた。

その後、タンクローリー付近にタリバン指導者が数人いたことが判明した。連邦軍が彼らを民間人もろとも空爆した背景には、同年4月、反乱者への狙い撃ちが許可されたことが関係すると言われる。これは、たとえ国外であるにせよ、「何人も、生命に対する権利および身体を害されない権利を有する。人身の自由は不可侵である」（基本法第2条2項）という規範への冒瀆である。連邦軍は、依然連邦議会の調査委員会に事件の包括的情報を提供せず、連邦政府も、反乱者を殲滅する法律の如何について答えようとしていない。

5. 二重基準の積み重ね

「人道的介入」にせよ、「対テロ戦争」への加担にせよ、結局ドイツは、民主主義や人権といった普遍的諸価値を唱えながら、米国の覇権の下で、世界資本主義システムの周辺部を力で「民主化」し、そこからの「脅威」を力で阻止しようとしている。しかし、民主主義と人権が実現された国と

42) Ulrich Finckh, Zwei Bomben zu viel, in: Grundrechte-Report 2010, a. a. O., S. 52-56.

そうでない国とでは、国民の生命の価値が異なると言わんばかりの二重基準に基づく武力行使は、犠牲者・遺族からの告発に直面せざるを得ない。

ドイツがユーゴ空爆に加担していた1999年5月30日 この日は市の立つ日曜日であった の正午過ぎ、セルビア中部の小都市ヴァルヴァリンのモラヴァ川にかかる橋を、NATO軍の戦闘機2機が攻撃、合計10名が死亡、30人が負傷した(うち17人は重傷)。ヴァルヴァリンの近辺に軍事施設はなく、モラヴァ川の橋も大した規模のものではない⁴³⁾。

2001年6月、空爆の被害者およびその家族(ユーゴスラヴィア国民)27人が、国際人道法違反の攻撃による被害に対し、ドイツ政府に損害賠償と慰謝料を求める訴訟を起こした。もとより、NATOの攻撃による「副次的被害」はおびただしい数に上るが、ヴァルヴァリンの場合は、市長が空爆で15歳の娘を失い、ドイツの反戦運動団体に接触を求めてきたため、訴訟にまで発展した。これに対しボン地方裁判所は2003年12月10日、ボン高等裁判所も2005年7月28日、請求を棄却した。

判決は、ハーグ陸戦条約第3条⁴⁴⁾やジュネーヴ協定第1追加議定書第91条⁴⁵⁾など、法の侵害の責任に関する国際人道法の規定は、個人補償の道を開くものではないとの立場を示した。しかし『基本権レポート』は、それらが国家間の責任のみに限るものではないという、国際法学者のフリッツ・カルスホーフェン(オランダ)やクリストファー・グリーンウッド(イギリス)の見解を紹介している⁴⁶⁾。

2006年11月2日には連邦最高裁判所が、生存者・遺族35人の上告を棄却した。最高裁は、「道路・鉄道・橋・電信電話局などのインフラストラク

43) <http://www.arbeiterfotografie.de/verband/die-bruecke-von-varvarin/index.html>

44) 「前記規則ノ條項ニ違反シタル交戦當事者ハ損害アルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戦當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ。」

45) 「諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負う。紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う。」

46) Norman Paech, Die Brücke von Varvarin. Haftung für Angriffe auf zivile Ziele im Krieg gegen Ex-Jugoslawien, in: Grundrechte-Report 2006, a. a. O., S. 186-191.

チャーは、伝統的に軍事目標に数えられる」と、空爆の軍事目標の遍在性を追認し、「空爆作戦の決定は、軍事指導部に広範な判断の余地があり、司法には点検できない」とした。民間人に命中する可能性がある場合、攻撃側は事前に十分警告する義務があるとする戦時国際法はいとも簡単になおざりにされ、結局空爆の犠牲者は、被告側が上告審で主張したように、「間違った時に間違った場所」にいたにすぎないという扱い方をされたわけである⁴⁷⁾。

普遍的価値の二重基準は、かつては1996年7月8日、国際司法裁判所が、核兵器による威嚇や核兵器の使用が、一般的には国際法に違反するとの勧告的意見を出したことへの態度からも看取できる。連邦政府は当時、この勧告的意見が、核保有国による核兵器の保有や核兵器による威嚇を国際法違反とは判断していないので、NATOの核戦略も国際法に適うと主張、核先制攻撃の放棄は戦争防止戦略を空洞化するとすら強弁した⁴⁸⁾。

つまり、核兵器がNATO全戦略の「本質的役割」を果たすことにドイツが固執したのは、国家が存亡の危機にある時自衛のための核兵器による威嚇や核兵器の使用が、合法か違法か結論できないという国際司法裁判所の所見に依拠したわけではないのである。基本法第25条は、「国際法の一般原則は、連邦法の構成部分である。それは、法律に優先し、連邦領域の住民に対して直接、権利および義務を生じさせる」と定めている。いかなる武器の使用も、戦闘部隊と民間人とを区別しなければならない、武器の使用に際して、不必要な苦痛は避けなければならない、あるいは非交戦国・中立国を巻き添えにしてはならないといった規範は、この「一般原則」には当てはまらないというのであろうか。

国際司法裁判所に対するドイツの姿勢は、最近でも問題となっている。

47) Eckart Spoo, Kein Schutz für Zivilisten. Bundesregierung und Bundesverwaltungsgericht ignorieren das Kriegsvölkerrecht, in: Grundrechte-Report 2007, a. a. O., S. 175-179.

48) Dieter Deiseroth, Verfassungswidrige NATO-Nuklearpolitik? – Nach dem Richterspruch des Internationalen Gerichtshofs, in: Grundrechte-Report 1998, a. a. O., S. 238-245.

2008年4月30日、連邦政府は、ドイツが以後、国際司法裁判所の義務的裁判権に服することを承認した。これは、基本法第24条3項(「国際紛争を規律するために、連邦は、一般的・包括的・義務的・国際仲裁裁判に関する協定に加入する」)に適う措置で、EU内で17カ国、世界で計65カ国の先行を許したとはいえ、国際関係における法の安定の強化に貢献したと一応評価することはできる⁴⁹⁾。

ところがこの決定は、二重の「軍事留保」を伴っていた。それは、国外でのドイツ軍の出動と、軍事目的のドイツ領土の利用である。アフガニスタン派兵や、イラク戦争への後方支援を考えれば、この二重の留保のもつ意味は重大である。ひょっとしたらドイツは、しきりに「国際的責任」を語りつつ、実は自ら国際司法裁判所による合法性の認定を確信できない軍事出動を企図しているのかという疑念すら抱かせる。基本法第24条3項が「加入できる」ではなく「加入する」という断定的な文言であるのは、歴史の教訓によるものとされる。であるならドイツは、ご都合主義的な二重基準から明確に決別する必要がある。

しかし二重基準は、国内にも導かれている。米英のイラク侵攻が始まった2003年3月20日、フローリアン・プファフ連邦軍少佐は、ソフトウェア開発を命令された。しかし彼は、それが米国のイラク戦争支援に繋がると拒否したため、連邦軍中央病院精神科に送られ、命令違反の廉で大尉に降格された。この処分を不服としてプファフは提訴、連邦行政裁判所は2005年6月21日、降格無効の判決を下した。

この判決に衝撃を受けた国防省は、良心の理由から命令に従おうとしない兵士の処し方に関する手引き書を作成した。そこでは、一介の兵士は政策決定に関わる立場にないので、侵略戦争の準備の禁止を云々できないことが強調されている。国防省は、中立を宣言した以上、いかなる直接・間接の戦争協力も禁止されるという連邦行政裁判判決には沈黙しながら、「制

49) Dieter Deiseroth, Kriegseinsätze ohne völkerrechtliche Kontrolle. Doppelter deutscher Militärvorbehalt gegenüber dem IGH, in: Grundrechte-Report 2009, a. a. O., S. 209-213.

服を着た市民」としての模範にも国際法にも適わない手引き書を配布したのである⁵⁰⁾。結局軍隊が、一般社会より良心の自由が制限される構造をもつ組織であることは、否定できない事実なのである。

6. 国内外での人権侵害

2008年12月19日、連邦議会は、ソマリア沖での対海賊作戦を発動したEUへの連邦軍の参加を承認した。派兵240名が乗るフリゲート艦「カールスルーエ」号を見送る前日の22日、ユング国防相は、「誰も洋上のグアンタナモを望んではない」と語っていたが、事態はそうは進んでいない。2009年3月、ドイツ海軍は、ソマリア沖で海賊と疑われた人物の拘束を始め、不法行為に対する判決は、EU・ケニア間の書簡（同年3月25日）に基づき、ケニアで下されている。

そもそもドイツ軍に海賊退治の資格があるのか、基本法第87 a 条に照らして疑問が生じる⁵¹⁾。海賊は、国際法上、自由・財産の価値に対する、私的目的の、私的アクターによる不法行為とされる。そうであるなら、出動すべきは連邦海軍ではなく、連邦警察となる。たしかに国連海洋法条約は、第105条で「海賊船舶又は海賊航空機の拿捕」を規定しているが、それでもドイツ海軍が憲法上拿捕の権能を与えられたことにはならない。

仮に海軍に海賊撲滅の資格があるとしても、個々の行動になお問題がある。「自由剥奪における法的保障」に関わる基本法第104条2項は、「自由剥奪の許否および継続については、裁判官のみが決定するものとする。裁判官の命令に基づかない自由剥奪は、すべて遅滞なく裁判官の決定を求めなければならない」、同3項は、「何人も、犯罪行為の嫌疑のために、一時

50) Ulrich Finckh, Ein Ministerium windet sich, in: Grundrechte-Report 2007, a. a. O., S. 86-89.

51) Andreas Fischer-Lescano/Lena Kreck, »Guantánomo auf See«. Einsatz gegen Piraterie, in: Grundrechte-Report 2010, a. a. O., S. 236-240.

逮捕された者は、遅くとも逮捕の翌日に裁判官のもとに引致されなければならない、裁判官は、この者に逮捕の理由を告げ、事情を聴取し、かつ異議申立ての機会を与えなければならない」と定めている。法治国家の原則に立つならば、このいわゆる裁判官留保(Richtervorbehalt)の制度が顧慮される必要がある。

しかも、2009年5月、国連特別報告者フィリップ・アルストンの報告書は、ケニア司法の腐敗と留置施設の劣悪な状況を明らかにした。このようなケニアへの海賊の引き渡しは、やはり問題視せざるを得ない。当のケニアが、負担増から訴追受け入れを拒むようになったため、2010年11月22日、4世紀ぶりの海賊裁判がハンブルクで始まったが、こちらはこちらで、年齢確認などをめぐり混乱している。

さらに、保守政党が「レトリックを弄してありとあらゆることがらを防衛事態に仕立て上げ」、国内での連邦軍出動を「防衛」と強弁する傾向を強める中⁵²⁾、軍による人権侵害は国内でも起こる可能性が出てきた。2007年6月、ハイリゲンダムで開かれたG8に際しての連邦軍の出動は、「目下国内の軍事化の頂点」をなしている⁵³⁾。本来軍隊は、基本法第87a条1項で、防衛のために設置されている。それ以外には、連邦と州との「職務共助」(基本法第35条1項)に関わり、また「自然災害またはとくに重大な災厄事故の場合」(同条2項)、州の要請に応じて出動できることになっている。

G8に臨んで、連邦政府は「職務共助」を援用、連邦軍が道路や海、空に出現した。海軍はフリゲート艦や掃海艇、陸軍は広域ヘリコプターや空域監視レーダー、空軍はユーロファイターやファントム迎撃戦闘機を投入するというものものしさである。合計2450人の兵士および民間人協力者を

52) Burkhard Hirsch, Nothelfer Bundeswehr? Bemerkungen zur „Sicherheitsstrategie für Deutschland“ der CDU/CSU-Bundestagsfraktion, in: Grundrechte-Report 2009, a. a. O., S. 169-175.

53) Johannes Plotzki, Soldaten gegen Demonstrationen. Zur militärischen Verteidigung des G8-Gipfels, in: Grundrechte-Report 2008, Frankfurt am Main 2008, S. 188-192.

動員して、連邦軍は、近隣のパート・ドベラーン病院の訪問者を尋問・写真撮影・同行し、警官100人、ジャーナリスト1020人をボートで運び、トルネード偵察機で（高度118メートルという低空飛行も交えて）デモ隊のキャンプ場や集会の上空を威嚇した。膨大な装備と人員を使っての一連の行動は、「国外派兵で不可欠になった軍民協働の練習と抗議者への脅迫の複合」で、「技術的職務共助」を逸脱し、基本法が定めた警察と軍隊の分離のさらなる解消を図ったものと目されている。

結びにかえて

以上のように、『基本権レポート』は、経済と軍事のグローバル化が進む中、ドイツの国家社会で、民主主義が空洞化し、人権が侵害されることに、繰り返し強い危機感を表明している。足元の「民主主義と人権」の状況を省みることなく、これらの価値を「普遍的」と称して、強圧的・強権的に他者に押しつけるのであれば、それはかつての植民地主義・帝国主義と変わるところがなくなってしまう。

2001年8月28日～9月8日、南アフリカ共和国ダーバンで開かれた国連「反人種主義・差別撤廃会議」(ダーバン会議)は、西欧の奴隷制・植民地支配が人道に反する犯罪だったことを認める画期的な事業であった。なかでもドイツのヨシユカ・フィッシャー外相(緑の党)は、「世界各地で、今日に至るまで続く奴隷制と植民地主義による搾取の帰結についての痛みは、なおたいへん深いものだ。……罪を認め、責任を引き受け、歴史的義務に立ち向かうことは、犠牲者やその子孫に、奪われた尊厳を回復させることになる」と、他の西欧諸国代表より踏み込んだ発言をしていた。ところが、2009年4月20日に始まるジュネーブでのダーバン会議レビュー会議(DRC)を、ドイツはイスラエル攻撃に悪用されるとの理由で直前にボイコットした。ドイツによる国連会議ボイコットは、先例がない。

もちろん、この事実をもって、ドイツが、新自由主義的なグローバル新

植民地主義に邁進していると、短絡的・一面的な評価を下すことはできない。それでもなお、「この4,500年の世界史を根本的に見直し」、「現代における支配と差別の根源を告発」したダーバン宣言⁵⁴⁾のフォローアップから離脱したことは、国内的にも国際的にも、民主主義と人権をめぐる状況を悪化させ、差別や排除の被害者をいっそうの苦境に追いやる危険性を孕んでいる。

民主主義と人権に、機会主義的な二重基準があってはならない。ドイツはこの根本原則をひときわ高く掲げるだけに、国内・国外の双方で、これにあくまで忠実である必要があるのである。

54) 徐勝「『韓国併合』100年を契機に140年の東アジア侵略史を問う」『図書新聞』2010年8月7日。